

資 料

- 1 検討の流れ
- 2 都市計画公園・緑地（府営公園）見直し検討委員会
- 3 評価カルテ
- 4 （参考）府営公園の成り立ちと役割

1 検討の流れ

平成 23 年 8 月 1 日（月） 第 1 回大阪府都市計画審議会
 都市計画公園・緑地の見直しについて 報告
 部会（常務委員会）の設置について承認
 平成 23 年 8 月 16 日（火） 第 1 回委員会
 平成 23 年 11 月 16 日（水） 第 2 回委員会
 平成 23 年 12 月 27 日（火） 第 3 回委員会
 平成 24 年 1 月 13 日～20 日 市町村等意見照会
 平成 24 年 2 月 14 日（火） 第 2 回大阪府都市計画審議会
 都市計画公園・緑地（府営公園）見直しの基本方針(案) 報告
 平成 24 年 2 月 21 日～3 月 21 日 パブリックコメント
 平成 24 年 3 月 見直し方針策定、公表
 平成 24 年度～ 都市計画変更手続き

2 都市計画公園・緑地（府営公園）見直し検討委員会

【構成】

部会名 大阪府都市計画審議会 常務委員会
 「都市計画公園・緑地(府営公園)見直し検討委員会」
 委員長 増田 昇 氏 (大阪府立大学教授)
 委員 岡田 憲夫 氏 (京都大学 防災研究所教授)
 嘉名 光市 氏 (大阪市立大学准教授)
 児島 亜紀子 氏 (大阪府立大学教授)
 西村 多嘉子 氏 (大阪商業大学教授)
 赤津 加奈美 氏 (弁護士 赤津法律事務所)

【検討内容】

第 1 回

- ① 見直しのスタンスの整理
- ② 社会経済情勢に応じた府営公園として必要な機能の整理
- ③ 必要な機能の評価方法の整理

第 2 回

- ④ 代表的な公園における見直しプラン検討（ケーススタディ）
- ⑤ 代替性及び実現性評価軸の考え方の整理

第 3 回

- ⑥ 都市計画公園・緑地（府営公園）見直しの基本方針（案）の整理

3 評価カルテ

公園名称		対象ブロック名	
計画面積	ha	対象ブロック面積	ha
		(うち市街化調整区域)	(ha)
		対象ブロック計画決定	〇〇年〇〇月〇〇日
開設面積	ha	土地利用規制	
		一人あたり面積(m ² /人)	参考(府平均)
事業認可面積	ha	〇〇大阪都市計画区域	都市公園
未着手面積	ha		広域公園・国営公園
(うち市街化調整区域)	(ha)		都市公園
圏域人口	人	行政区域(〇〇市)	住区基幹公園
			都市基幹公園
交通アクセス			市街化区域の緑被率

上位計画の位置づけ	
大阪地方計画(s42)……………	
みどりの大阪推進計画……………	
大阪府公園基本構想……………	
市町村緑の基本計画 等……………	
当該ブロックの施設計画	
当初の施設計画……………	
現在の施設計画……………	

◆必要性評価(機能別)(案)				必要性		根拠等	評価理由	総合評価	
項目				低い	高い				
評価内容				評価					
みどりの効果	防災	広域避難地	1-1	広域避難地としての位置づけはあるか	NO	YES	【NOであれば「1-2」に進む】		
				現開設区域及び事業認可区域の避難可能面積は必要面積を満たしているか	YES	NO			
				現開設区域及び事業認可区域は概ね10ha以上のまとまりを形成しているか	YES	NO			
		後方支援活動拠点	1-2	後方支援活動拠点としての位置づけはあるか	NO	YES	【NOであれば「1-3」に進む】		
				現開設区域及び事業認可区域の活用可能面積は必要面積を満たしているか	YES	NO			
				現開設区域及び事業認可区域は概ね50ha以上のまとまりを形成しているか	YES	NO			
	存在効果	熱環境	1-3	対象区域の整備は避難路を確保するために必要か	NO	YES			
			1-4	対象区域の整備は延焼遮断に必要な幅員の確保に寄与するものか	NO	YES			
			1-5	周辺に木造住宅密集地域など、避難危険度の高い地域があるか	NO	YES			
		環境	2-1	対象区域の整備は新たなクールスポットの創出に寄与するものか	NO	YES			
			2-2	対象区域を整備することで、みどりの風促進区域とのつながりがうまれるか	NO	YES			
	景観	周辺環境	2-3	熱環境マップでは類型2-③以下の熱負荷か	YES	NO			
			2-4	対象区域に守るべき自然環境があるか	NO	YES			
			2-5	現開設区域及び事業認可区域は目標とする生物多様性を保全する規模を満たしているか	YES	NO	【YESであれば「2-6」に進む】		
関連計画		2-6	現開設区域及び事業認可区域、さらに対象区域を合わせて、目標とする生物多様性を保全する規模を満たすものか	YES	NO				
		2-7	対象区域の整備は河川や農地、その他のみどりと一体性・ネットワーク性を確保するために必要か	NO	YES				
		2-7	環境上、上位計画や関連計画との整合を図るために対象区域の整備(保全)は必要か	NO	YES				
利用効果	スポーツ・健康増進効果	3-1	対象区域の整備は、現開設区域及び事業認可区域と合わせて一団のまとまりとして景観を高めるものか	NO	YES				
		3-2	対象区域に守るべき貴重な景観や地域の歴史・文化等があるか	NO	YES				
		3-3	対象区域の整備は、鉄道や主要道路等からの眺望に資するものか	NO	YES				
	憩い・癒し効果	3-4	対象区域の整備は、周辺の貴重な景観や地域の歴史・文化等の資源との一体性、ネットワーク性を確保するために必要か	NO	YES				
		3-5	対象区域を廃止した場合に想定される新たな土地利用形態が、現在の周辺景観を阻害する可能性はあるか	NO	YES				
		3-6	景観上、上位計画や関連計画との整合を図るために対象区域の整備あるいは保全が必要か	NO	YES				
媒体効果	スポーツ・レクリエーション	4-1	対象区域の施設計画はスポーツ・健康増進等を目的としたものであるか	NO	YES	【NOであれば「4-4」に進む】			
		4-2	現開設区域のスポーツ施設(陸上競技場、テニスコート、プールなど)は広域的に利用されているか	NO	YES				
		4-3	対象区域の整備は、スポーツ施設(陸上競技場、テニスコート、プールなど)の広域需要に対して貢献するものか	NO	YES				
	商業・観光・教育・文化等	4-4	周辺地域に圏域利用者の需要を満たす程度のスポーツ施設が存在する、あるいは設置計画が期待できるか	YES	NO				
		4-5	対象区域のコンセプトは憩いや癒し効果を目的としたものであるか	NO	YES	【NOであれば「4-6」に進む】			
		4-6	対象区域の整備は、圏域の少子高齢化動向や利用者層の傾向に対応した施設(遊具、バーベキュー広場、遊歩道、芝生等)として、利用者の満足度上不可欠なものか	NO	YES				
	価値	4-7	対象区域の施設計画は、府民のニーズや社会経済情勢の変化において方向性の転換は必要か	YES	NO	【YESであれば転換すべき利用効果の項目に戻る スポーツ・健康増進「4-2」「4-3」へ、憩い・癒し効果は「4-5」へ】			
		4-8	対象区域の整備は周辺緑地との歩行者系みどりのネットワーク形成に寄与するか	NO	YES				
		4-9	対象区域の廃止により、現在の計画(ゾーニング、動線計画、施設計画等)に影響があるか	NO	YES				
都市計画上の確認	配置	4-9	本機能上、上位計画や関連計画との整合を図るために対象区域の整備は必要か	NO	YES				
		5-1	対象区域の整備は歴史・文化・観光振興などに貢献するものか	NO	YES				
		5-2	対象区域は、集客イベント等の開催誘致にふさわしい環境であり、かつ整備により集客向上などに貢献するものか	NO	YES				
	市街地形成	5-3	対象区域において、大規模公園としてふさわしい集客施設(花の名所などアピール要素の高い目玉となる施設)を整備する計画があるか	NO	YES				
		5-4	対象区域の整備は、圏域の福祉施設入所者や高齢者等の心身の健康増進や生きがいづくりに貢献するものか	NO	YES				
		5-5	対象区域の整備は、圏域の子どもの自然体験や環境教育フィールドとしての環境整備に貢献するものか	NO	YES				
		5-6	対象区域の整備は、市民活動などによる活動人数の増加、あるいは市民活動の活性化に効果が期待できるものか	NO	YES				
関連計画	5-7	対象区域の整備は、現開設区域及び事業認可区域の機能向上や公園へのアクセス性の向上など公園利用者の利便性の向上に貢献するものか	NO	YES					
	5-8	対象区域の整備は、周辺環境と一体となって地域のブランド力向上や経済効果をもたらすなど地域活性化につながるものか	NO	YES					
	5-9	本機能上、上位計画や関連計画との整合を図るために対象区域の整備は必要か	NO	YES					
市街地形成	市街地形成	6-1	対象区域の廃止は、公園の配置計画に影響を及ぼすものか	NO	YES				
		6-2	対象区域は津波や浸水、土砂災害など自然災害の危険度が高い区域に位置するか	NO	YES				
	関連計画	6-3	対象区域の都市計画を廃止することで市街地のスプロール化や環境低下を誘発する恐れがあるか	NO	YES				
		6-4	対象区域を見直した場合、道路の移設など公園を取り巻く周辺市街地との整合を図る必要性があるか	NO	YES				
関連計画	6-5	対象区域の整備は、市街地の骨格を形成するなど、市街地を形成する上での重要な役割を担っているか	NO	YES					
	6-6	対象区域に隣接する都市計画道路が廃止されるなど、周辺の都市計画の変更により、未着手区域の必要性を低下させる動向があるか	YES	NO					
	6-7	都市計画、上位計画や関連計画との整合を図るために対象区域の整備あるいは保全が必要か	NO	YES					

◆代替性評価（機能別）

効果	機能	必要性の総合評価	代替性評価		
			対象ブロック内において、都市計画公園・緑地以外で本機能を代替できる手法があるか		
存在効果	防災		No	Yes	
	環境		No	Yes	
	景観		No	Yes	
利用効果	スポーツ・レクリエーション		No	Yes	
媒体効果	商業・観光・教育・文化等		No	Yes	

【実現性評価】 府営公園 未着手区域 現況土地利用状況別評価

対象ブロック名称

※必要性が高く、代替性の無い区域について評価

土地利用状況	公民種別	買収難易度(コスト除く)	コスト (地価及び面積等 から判断)		総合評価 (買収難易度及びコスト、 府域における整備 の優先順位を考慮し、 総合評価)		評価理由
			大	小	高い	低い	
宅地(一団のまとまり)	民有地	困難	大	小	高い	低い	
宅地(単独(1, 2筆程度))	民有地	比較的容易	大	小	高い	低い	
池	民有地	困難 (水利権がなくなれば容易)	大	小	高い	低い	
農地	民有地	比較的容易	大	小	高い	低い	
樹林地	民有地	比較的容易	大	小	高い	低い	
先行取得用地	公有地	-	-	-	高い	低い	

4 （参考）府営公園の成り立ちと役割

日本の都市公園は140年ほどさかのぼる明治6年に政府より出された太政官布達により誕生します。これは古くから庶民に親しまれてきた社寺境内などを選んで公園と名付けようとしたもので、大阪では4公園が指定され、そのうち「箕面公園」と「住吉公園」、「浜寺公園」が現在も府営公園として管理されています。

大正8年には旧都市計画法が公布され、この条項の中で公園がはじめて都市施設として位置づけられます。大正12年の関東大震災では、公園が防火地帯や避難場所としての効用を十二分に発揮し、それにより公園の必要性が広く認識されるようになりました。

昭和16年には大阪緑地計画において、「服部緑地」、「大泉緑地」、「久宝寺緑地」の3大緑地が大阪都市計画緑地として都市計画決定されました。この大阪緑地計画では、市街地を無秩序に拡散させないようにグリーンベルトとして、都心部を取り囲む2重の環状緑地帯と4大緑地が計画決定されました。内側の環状緑地帯はほぼ現在の中央環状線に重なります。

しかしながら、戦時中において、昭和18年に策定された「大阪防空空地計画」により、これらの計画は空襲時の避難空地や延焼防止帯として位置づけられ、防空空地としての役割を担っていくものとなりました。

また、外環状空地帯約6,500haに建築制限がかけられました。その後終戦を迎え、防空法が廃止され、建築制限が解除されたことにより、東大阪一帯の市街化が急激に進行、スプロール化したことで「大阪緑地計画」のグリーンベルト構想の実現は困難となりました。

この頃「二色の浜公園」、「住之江公園」、「長野公園」、「蜻蛉池公園」が順次、都市計画決定されました。

昭和38年には大阪府総合計画の前身となる「大阪地方計画」が策定されました。道路網など都市づくりの骨格を示した「大阪地方計画」では、中央環状道路を緑地帯と

明治6年 太政官布達

箕面公園 住吉公園 浜寺公園

大正8年 旧都市計画法公布

…公園が都市計画施設として位置づけられる

昭和16年 大阪緑地計画

服部緑地 大泉緑地 久宝寺緑地

二色の浜公園 住之江公園 長野公園

蜻蛉池公園

昭和42年 大阪地方計画

昭和43年 都市計画法公布

↓ 寝屋川公園 山田池公園

昭和40年代後半

自然環境の保全、積極的な公園づくり

↓ 錦織公園 深北緑地 せんなん里海公園

昭和50年代 量的確保から質的充足への転換

枚岡公園

昭和59年 大阪府緑のマスタープラン

…環境保全・レクリエーション・防災を目的として緑地を配置。「五大放射一環状」型の緑

石川河川公園 りんくう公園

平成5年 大阪府公園基本構想

…府営公園の指針

公園を「総合公園」「風致公園」「海浜レクリエーション公園」「都市林公園」の4つに類型化。全27ヶ所、面積約2,400haの構想

平成11年 大阪府広域緑地計画

…施設緑地13㎡/人の確保を目標
(うち都市公園11㎡/人)

↓ 社会経済情勢の変化

↓ 施設緑地の実現性が困難

平成21年 みどりの大阪推進計画

…施設緑地13㎡/人の確保を目標を削除
公民の施策などによる緑化戦略の位置づけ「緑地」の割合を4割以上確保、緑被率20%

し、大阪を取り囲む山系の保全、一人あたり公園面積の数値目標設定などの公園緑地整備の考え方を示しました。

その後、昭和43年に「新都市計画法」が公布され、昭和44年に「寝屋川公園」と「山田池公園」が、都市計画決定されました。

昭和40年代後半は自然環境の保全を主眼に据えた多様な公園緑地が求められるようになり、より積極的な公園づくりへと公園政策の大きな転換点となっています。この頃、「錦織公園」、「深北緑地」、「せんなん里海公園」、「枚岡公園」などが都市計画決定されています。

昭和50年代に入り、公園緑地は量的確保から、質的充足への転換が求められ、昭和59年には「大阪府緑のマスタープラン」が策定されました。

このマスタープランでは、「五大放射一環状」型の緑が骨格を形成させる計画を位置づけ、戦後途絶えていた総合的な緑地計画が再びスタートします。

五大放射とは都心から放射状に延びる猪名川、淀川、大和川、石川、そして臨海部の五つの軸のことであり、一環状とは周辺を取り囲む山系を示しています。

その後、石川軸では「石川河川公園」が、また臨界軸では「りんくう公園」が都市計画決定されました。

平成5年には「大阪府公園基本構想」が策定されます。これは、現在において府営公園の指針となる唯一のものです。

この基本構想は、公園を4つに類型化するとともに将来27ヶ所、面積にして約2,400haの開設を目指す、壮大な構想でした。

平成11年には、緑のマスタープランの後継となる「大阪府広域緑地計画」が策定され、公園緑地等の施設緑地について、前述の2,400haの達成も加味し、一人あたり13㎡を確保することを目標に掲げました。

その後、府民協働などのさまざまな取組みが充実し、（仮称）泉佐野丘陵緑地のようなシナリオ型公園づくりなどにも取り組んでいるものの、社会経済情勢の変化により、施設緑地という手法の目標達成が困難となってきたことから、平成21年に策定した「みどりの大阪推進計画」では、一人あたり13㎡という目標値を取り下げ、セミパブリック空間など公民のあらゆる空間や施策による緑化戦略を位置づけています。また、緑地割合の4割以上確保や市街化区域の緑被率20%確保などの数値目標を掲げています。

ここでいう緑地とは、農用地として指定されている農地や保安林など担保性のある緑地も含んでいます。現時点で府域の緑地割合は4割以上あるものの、農地や山林は減少傾向にあるため、減少を抑制しつつ、さまざまな緑化施策を通じて4割以上を維持することを目標としています。

